

■長期収載品の選定療養費

長期収載品の選定療養費とは令和6年の診療報酬改訂により、令和6年10月1日から導入される制度です。

患者さんが後発医薬品(ジェネリック医薬品)のある先発医薬品(長期収載品)を選択した場合に、その差額の4分の1を自己負担していただく制度です。

患者さまが長期収載品を希望された際は、選定療養費として自己負担が発生します。

【対象】

- 院外処方、院内処方(入院中の患者さま以外の方)

【対象外となる場合】

- 医師が医療上の必要性があると判断した場合
- 後発医薬品の提供が困難な場合
- 入院中の患者さまへの処方
- バイオ医薬品

【負担金額】

- 長期収載品の金額と後発医薬品内での最高価格との価格差の4分の1

詳細に関しては厚生労働省のホームページをご参照ください。

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

